

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

隅田公園の再整備に伴い、イベント等による電気設備、音響設備等の付属設備の使用に対応するため、当該付属設備を使用する者から、使用料を徴収するよう定める。

2 改正内容

公園を占有するに当たり、付属設備を使用する者からは、当該設備の種別に応じ、1時間につき70円又は1日につき100円を上限として規則で定める使用料を徴収する。

3 施行期日

令和2年4月1日